

保健福祉グループの業務

1 - 2 児童家庭支援チームの業務

1 母子保健

母子保健は生涯にわたる健康づくりの基盤となりますが、そのうちの低出生体重児、小児慢性特定疾患対象児、身体障がい児等に対する支援を行っています。

また、思春期においては性に関する問題が増加しているため、各種学校や専修学校等の生徒に対し性と生殖についての正しい知識の普及啓発を図っています。

(1) のびゆく子ども支援事業

身体に障がいのある児童、長期にわたる療養を必要とする児童、未熟児及びその保護者を対象として、相談事業や交流会等を実施しています。

ア 身体障がい児療育相談

(平成17年度)

実施月日	内 容	参加者数
平成17年 9月29日	口唇・口蓋裂のお子さんを持つ保護者の交流会 講師：歯科医師	児 1 保護者 6 その他
平成18年 3月24日	身体障がい児を持つ保護者等の交流会 講師：地域生活サポート職員	児 4 保護者 6
平成17年 5月 6日 平成17年 6月 3日 平成17年 6月24日 平成17年 7月29日 平成17年 8月22日 平成17年 9月27日 平成17年10月27日 平成17年12月 2日	身体障がい児を持つ保護者等の交流会	保護者 70 本人 44 その他 6

イ 長期療養児相談会 (対象疾患：糖尿病・ダウン症)

(平成17年度)

実施月日	内 容	参加者数
平成17年 8月 4日	糖尿病の治療と日常生活の注意点について 講師：医師	児 0 保護者 2 教諭 1
平成17年 8月22日	糖尿病のお子さんとの関わり方 交流会 講師：臨床心理士	児 1 保護者 3 村PHN 1
平成17年 8月10日	ダウン症児を持つ親の交流会 講師：保育士等	児 7 保護者 7 市PHN 1 教諭 1
平成17年 5月12日 平成17年 7月 7日 平成17年 9月 3日 平成17年10月15日 平成17年11月19日 平成17年12月17日 平成18年 1月28日 平成18年 2月18日 平成18年 3月18日	ダウン症児を持つ親の交流会	保護者 36 児 26 その他 23

ウ 未熟児発達相談

(平成17年度)

実施月日		内 容	参加者数
所 内	平成17年 5月27日	保育について 交流会 講師：保健技師	児 3 保護者 4
	平成17年 7月20日	小さく生まれた赤ちゃんの発育・発達について 交流会 講師：小児科医師	児 6 保護者 8
	平成17年 9月14日	ベビーマッサージ 交流会 講師：助産師	児 6 保護者 7
	平成17年 11月16日	ごっくん・もぐもぐ・かみかみ ~お口の運動 交流会 講師：歯科衛生士	児 6 保護者 7
	平成17年 12月21日	子どもの接し方「ほめ方・しかり方」 交流会 講師：社会教育主事	児 5 保護者 6
	平成18年 1月18日	言葉の発達と家族の関わり 交流会 講師：臨床心理士	児 7 保護者 6
所 外	平成17年 8月 3日	小さく生まれた赤ちゃんの発育・発達について 交流会 講師：小児科医師	児 6 保護者 5
	平成17年 10月 5日	子どもの接し方「ほめ方・しかり方」 交流会 講師：社会教育主事	児 3 保護者 3

エ 身体障害児療育指導対象児数

(平成17年3月31日現在)

肢体不自由	視覚障害	聴覚平衡 機能障害	音声言語 咀嚼障害	内臓障害	計
86	7	27	2	19	141

(2) 豊かに「いのち」を育む支援事業

思春期の男女、子育て予備軍にある若者に対して、生命・お互いの性・人権を尊重する人間教育としての性教育を進め、望まない妊娠や人工妊娠中絶を減少させるため、いのちを豊かに育めるように講座や電話相談等を実施しています。

(平成17年度)

内 容	実 施 状 況
若者のための性を考える講座	H17年 6月12日 郡山准看護師高等専修学校 80名
	H17年11月18日 郡山学院高等専修学校 41名
メール相談	相談件数 37件
思春期相談ほっとライン	相談件数 55件
思春期専門相談	回数 (面接相談5件の内) 3回

(3) 不妊専門相談事業

不妊の悩みに対しての相談・助言・支援や不妊に関する情報提供を行うための相談窓口を設置しています。

(平成17年度)

電話相談件数	来所相談件数
5	27

(4) 母子医療対策

ア 育成医療給付事業

身体に障がいのある児童またはその疾患を放置すればかなりの障害を残すと認められる児童で、手術などの治療により治療効果が期待できる場合に公費による医療給付が行われます。

(平成17年度)

肢体不自由	視覚障害	聴覚平衡機能障害	音声言語咀嚼障害	心臓機能障害	腎臓機能障害	その他	補装具	計
14	3	7	42	10	2	7	4	89

イ 養育医療給付事業

養育医療は、入院を要する未熟児に対して医療給付が行われます。

(平成17年度)

1,000g以下	1,001g～1,500g以下	1,501g～2,000g以下	2,001g～2,500g以下	2,501g以上	計
6	7	13	7	5	38

低出生体重児の状況

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
県中管内出生数	2,090	2,047	1,982	1,876	1,896
(うち低出生体重児数)	(178)	(153)	(159)	(166)	(163)
低出生体重児の割合%	8.5	7.5	8.0	8.8	8.6

(5) 小児慢性特定疾患治療研究事業

小児の慢性疾患のうち、治療法が確立していない特定の疾患の治療研究を推進し治療法を確立するための医学的知見の発見を推進するとともに、その医療の確保と普及を図り、併せて家族の医療費の負担を軽減して、児童の健全な育成を図っています。

また、児童の病状を正しく理解し、適切に対応してもらうことを目的に、小児慢性特定疾患手帳(ひまわり手帳)を無料で交付しています。

小児慢性特定疾患治療研究事業認定者数

(平成17年度)

悪性新生物	慢性腎疾患	喘息	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血友病等血液疾患	神経・筋疾患	慢性消化器系疾患	計
51	16	2	18	41	5	29	19	20	3	7	211

小児慢性特定疾患手帳(ひまわり手帳) 交付数 9件

(6) 代謝異常検査事業

フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常や先天性甲状腺機能低下症の早期発見、早期治療のため、新生児について血液によるマス・スクリーニング検査を実施しています。(平成17年度 要精検数 2件、異常なし 1件、経過観察 1件)

(7) 育児不安をもつ親等へのグループミーティング事業

平成15年度から育児不安・育児困難を感じている母親等に対して、親同士の交流や育児不安に関する相談を行うことにより、母親自身が抱えている育児等の問題に気づ

き、問題解決する力をつけることで育児不安や育児困難を軽減していけるように実施しています。(平成17年度 実施回数 8回、実人数 6人、延べ人数 35人)

(8) 新生児聴覚検査事業

平成15年度から聴覚障害を早期に発見し、できるだけ早い段階で適切な措置を講じられるようにするために、新生児に対する聴覚検査事業を実施しています。

(平成17年度)

委託産科医療機関	スクリーニング 検査実施数	要精密検査件数	精密検査結果	訪問依頼件数
21(12)	4,336	5(3)	5(3)	5(3)

()は管内の件数

(9) 家庭訪問(延べ件数)

(平成17年度)

妊婦	産婦	未熟児	乳幼児	身障児	小児慢性 特定疾患	思春期	精神	虐待	育児 不安	その他	計
7	63	129	27	128	31	20	38	50	7	13	513

(10) 電話相談(延べ件数)

(平成17年度)

発育発達 の遅れ	保育養育 の仕方	子供の病 気・健康	医療給付	思春期	妊娠出産	その他	計
3	36	30	51	69	13	72	274

(11) 母子保健推進連絡会議

母子保健施策の効果的な推進に資するために、広域的な母子保健・医療・福祉施策を推進するための体制整備や、関係機関の連携、調整についての検討を行っています。

(平成17年度)

開催月日	議 題	出席者
平成17年7月15日	(1) 個人情報保護法と保健活動について (2) 平成16年度県中保健福祉事務所母子保健事業実施状況及び平成17年度母子保健事業予定について	市町村保健師
平成18年3月 9日	(1) 管内の身体障害児の支援体制のあり方について (2) アンケート結果に基づいた市町村の取り組みの現状と意見交換 (3) 身体障害児の支援について	市町村保健師

2 児童の福祉

すべての児童が、心身ともに健やかに生まれ、育てられるという児童福祉の理念に基づき、そのための望ましい環境づくりに向けて、各種の施策を推進しています。

近年、女性の社会進出や就労形態の多様化が進む中で、育児と就労の両立支援が求められていることから、特別保育事業などの実施により柔軟で弾力的な保育所運営を促進するとともに、児童健全育成事業の充実に努めています。

また、要保護児童対策の強化については、市町村をはじめとする関係機関との連携強化を図っています。

(1) 児童の健全育成の推進

遊びを通して児童の健全育成を図ることを目的とし、そのための活動拠点としての児童厚生施設(児童館)の運営の円滑化を図るとともに、昼間保護者のいない小学校低学年児童の健全育成を図るため、児童クラブ等の育成と活動の充実に努めています。

児童クラブ設置状況 (平成17年度)

市町村名	放課後児童クラブ名	開設場所	開設時間	児童数	備考
須賀川市	駅前児童クラブ	保育所	12:30～18:30	44人	国庫補助対象
"	西袋児童クラブ	専用施設	12:30～18:30	74人	"
"	大東児童クラブ	公的施設	12:30～18:30	80人	"
"	仁井田児童クラブ	専用施設	12:30～18:30	97人	"
"	稲田児童クラブ	専用施設	12:30～18:30	82人	"
"	小塩江児童クラブ	専用施設	12:30～18:30	66人	"
"	うつみね児童クラブ	児童館	12:30～18:30	95人	"
"	ぼたんクラブ	児童館	12:30～18:30	96人	"
"	若葉児童クラブ	児童館	12:30～18:30	82人	"
"	柏城児童クラブ	専用施設	12:30～18:30	69人	"
"	須賀川二小児童クラブ	小学校	12:30～18:30	48人	"
"	日高見児童クラブ	小学校	12:30～18:30	27人	"
"	かしまの森児童クラブ	小学校	12:30～18:30	28人	"
田村市	おおごえ児童クラブ	小学校	13:30～18:00	25人	"
"	常葉児童クラブ	公的施設	13:30～18:00	25人	"
"	放課後児童クラブ(児童館)	児童館	13:00～19:00	16人	"
"	放課後児童クラブ(幼稚園)	幼稚園	13:00～19:00	49人	"
鏡石町	鏡石一小児童クラブ	小学校	13:00～18:30	94人	"
玉川村	玉川放課後児童クラブ	幼稚園	13:00～18:00	9人	県費補助対象
石川町	石川児童クラブ	小学校	13:00～16:45	60人	国庫補助対象
平田町	よもぎだ児童クラブ	小学校	13:00～17:45	35人	"
"	おだいら児童クラブ	小学校	13:00～17:45	23人	"
浅川町	浅川児童クラブ	小学校	13:00～16:45	74人	"
三春町	わんぱくクラブ	児童館	8:30～18:00	59人	"
"	岩江児童クラブ	公的施設	13:00～18:00	33人	"

(2) 保育対策の推進

ア 多様な保育需要に対応するため、延長保育、一時保育等の促進を図り、男女がともに育児と就労の両立できるよう支援しています。

また、地域における子育て支援の拠点施設として、地域子育て支援センター事業の拡充を推進するなど、地域に開かれた子育て支援体制の整備を図るとともに、へ

き地保育所及び季節保育所への支援を通じて、地域特性に適應した保育内容の充実を図っています。

イ 地域保育施設に対する立入調査による指導により保育児童の安全・安心の確保を図るとともに、入所している児童の健康診断費、教材等購入費及び低年齢児受入施設の運営に要する経費の一部を助成し、入所児童の処遇の向上を行っています。

保育所設置状況

(平成18年4月1日現在)

市町村名	施設数 (箇所)	定員 (人)	入所児童数 (人)	定員充足率 (%)	特別保育事業等 実施状況(H17)		
					延長 保育	一時 保育	子育て 支援
須賀川市	11	810	824	101.7			
田村市	4	320	252	78.8			
鏡石町	1	175	175	100.0			
天栄村	1	60	52	86.7			
石川町	3	255	266	104.3			
玉川村	1	80	78	97.5			
平田村	2	135	140	103.7			
浅川町	1	80	87	108.8			
古殿町	1	140	119	85.0			
三春町	3	235	211	89.8			
小野町	3	225	144	64.0			
計	31	2,515	2,348	93.4	5	2	2

(3) 児童手当制度の適正な運営

児童手当に関する広報に努めるとともに、市町村指導監査の実施により適正な支給事務の推進を図っています。

3 ひとり親家庭等の福祉

(1) 相談指導体制の充実

複雑多様化する相談需要に対応するため、関係機関との連携のもとに母子自立支援員等の相談活動を強化し、相談指導体制の充実を図っています。

ひとり親家庭数等の状況

(平成18年6月1日現在)

区分	母子 家庭数	父子 家庭数	養育者 家庭数	専婦数	ひとり親家庭医療費受給資格登録世帯数		
					母子	父子	父母のいない
管内計	1,757	327	33	1,083	1,660	139	25

母子相談員の相談指導状況

(平成17年度)

生活一般					児童					生活援助					その他				
住	医	家	就	結	養	教	非	就	そ	母	寡	公	児	生	税	そ	母	母	
宅	療	庭	労	婚	育	育	行	職	他	子	婦	的	童	活		他	子	子	
		紛	務	姻	育	育	行	職		福	福	年	扶	保			世	母	
		争	務	姻	育	育	行	職		祉	祉	金	養	護			帯	子	
			務	姻	育	育	行	職		資	資	金	手				公	子	
			務	姻	育	育	行	職		金	金		当				営	子	
			務	姻	育	育	行	職									住	子	
			務	姻	育	育	行	職									宅	子	
			務	姻	育	育	行	職										生	
			務	姻	育	育	行	職										活	
			務	姻	育	育	行	職										支	
			務	姻	育	育	行	職										援	
			務	姻	育	育	行	職										施	
			務	姻	育	育	行	職										設	
0	9	3	18	0	12	4	4	0	2	0	750	9	1	1	6	1	19	0	0

(2) 母子・寡婦福祉資金の貸付

経済的、社会的に困難な状況にある母子家庭や寡婦の福祉の向上と自立支援を図るため、経済的な生活基盤援助として母子・寡婦福祉資金の貸付を行っています。

母子・寡婦福祉資金貸付状況【新規分】

(上段：件数(単位：件)、下段：貸付金額(単位：千円))

年度	事業開始資金	事業継続資金	修学資金	就学支度資金	修業資金	就職支度資金	技能習得資金	生活資金	住宅資金	転宅資金	医療資金	児童扶養資金	計
13		1	17	13	7	1	2	4					45
		1,000	5,291	2,711	2,120	320	830	1,660					13,932
14			15	10	5			1		1			32
			8,100	1,595	1,328			200		97			11,320
15		1	13	9	3			2		2			30
		640	5,097	1,998	1,256			399		426			9,816
16		1	18	14	3		2	5		1	1		45
		602	9,424	3,811	1,585		720	2,567		260	300		19,269
17			13	8	3			1			1		26
			6,816	2,810	725			200			150		10,701

4 女性の福祉

日常生活を営むうえで、何らかの問題を有する女性について、関係機関との連携のもとに相談指導業務を行っています。

また、家庭内不和、離婚問題やドメスティック・バイオレンス(夫等からの暴力)など深刻な問題を抱える女性が増加する傾向にあることから、女性相談による相談活動とともに、管内各警察署及び福島県女性のための相談支援センターとの連携による相談・保護などの援助活動を行っています。

女性相談員の相談指導状況

(平成17年度)

本人の問題					家庭の問題				その他			計
生活困窮借金サウ金	妊娠出産	男女問題	住居問題	その他未婚の母等	夫等の暴力	離婚問題	家庭不和	その他子供の問題等	売春強要	ヒモ暴力団	その他	
5	0	1	10	7	10	49	14	19	0	0	5	120

5 中央児童相談所須賀川相談室の業務

(1) 児童相談所とは

児童相談所は、18歳未満の児童のあらゆる相談に応じ、すべての児童が心身共に健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるように、児童及びその家庭等を援助する専門機関です。

本県には、中央・会津・浜の3つの児童相談所が設置されており、平成14年度より各保健福祉事務所内に相談室が設置されています。

なお、中央児童相談所須賀川相談室、石川町（石川郡）及び三春町（田村郡）の福祉相談コーナーには、家庭相談員を配置し、家庭や児童からの相談や指導の業務を実施しています。

(2) 受け付ける相談の内容は

ア 養護相談：保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働等による養育困難児、棄児、迷子、虐待や放任されている児童など環境的に問題のある児童に関する相談。

イ 保健相談：未熟児、虚弱児、小児喘息その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する児童に関する相談。

ウ 障害相談：(ア) 肢体不自由相談 (イ) 視聴覚障害相談 (ウ) 言語発達障害等相談 (エ) 重症心身障害相談 (オ) 知的障害相談 (カ) 自閉症相談

エ 非行相談：(ア) く犯行為相談（虚言、浪費、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等の問題行動があり、このまま放置すれば罪を犯すおそれのある児童に関する相談。）

(イ) 触法行為相談（窃盗、暴行、傷害、恐喝、放火、薬物乱用等刑罰法令に触れる行為のあった児童に関する相談。）

オ 育成相談：(ア) 性格行動相談（反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、家庭内暴力等性格行動上の問題を有する児童に関する相談。）

(イ) 不登校相談（登校できない、していない状態にある児童に関する相談。）

(ウ) 適性相談（進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。）

(エ) しつけ相談（幼児のしつけ、教育、遊び等に関する相談。）

カ その他の相談：上記のいずれにも該当しない相談

福祉相談コーナーにおける相談状況

区分 年度	性格 生活習慣	知能・ 言語	学校 生活	非行	家族 関係	環境 福祉	心身 障害	その他	計
H12	165	133	1,106	39	547	411	391	655	3,447
H13	165	144	762	72	660	611	564	621	3,599
H14	157	137	632	78	542	526	556	502	3,130
H15	165	96	703	116	684	545	521	629	3,459
H16	104	108	699	25	492	563	475	385	2,851
H17	30	15	281	6	154	143	306	161	1,096

(3) 相談の流れ

相談の経路としては、家族、親戚、本人、学校、警察署、市町村、保健福祉事務所、児童福祉施設、里親、児童委員、家庭裁判所、その他があり、相談通告を受けた後、相談室で相談・調査・診断を行い、必要に応じて中央児童相談所(本所)での一時保護を行い、援助の方法を決定します。

なお、児童福祉法の改正にともない、平成17年4月より、市町村でも児童相談援助を行うことになり、市町村の後方援助も大きな業務の一つとなりました。

(4) 援助の方法は、以下のとおりであり、必要に応じて中央児童相談所(本所)及び郡山相談センターの支援・協力を得て実施します。

ア 助言指導：助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により、問題の解決を図ります。

イ 継続指導：複雑困難な問題を抱える児童、保護者等に対して、継続的に心理療法やカウンセリング等を行います。

ウ 児童福祉司指導：複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する児童等、処遇に専門的な知識・技術を要するケースに対して行われます。

エ 児童委員指導：問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整又は経済的援助等により解決すると考えられるケースに対して行います。

オ 訓戒・誓約：児童又は保護者に注意を喚起することにより、問題の再発を防止し得る見込がある場合に行います。

カ 施設入所：家庭環境や本人の行動上の問題、障害などのため一定期間、保護、療育、訓練を必要とされる児童が入所します。

キ 里親：家庭での養育にかける児童を、暖かい愛情と理解をもった里親に委託します。

ク 福祉事務所送致：知的障害者福祉司又は社会福祉主事の指導措置が適当と認められたとき等

児童福祉施設(保育所を除く)別措置状況 (平成18年7月1日現在)

施設名	乳児院	児童養護施設	知的障害児施設		肢体不自由児施設		盲ろうあ児施設	重症心身障害児施設	児童自立支援施設	里親	計
			入所	通所	入所	通所					
管内計	5	93	64	23	14	9	4	66	4	11	293